

(裏面)

注意

- 1 ⑤の欄は、障害基礎年金、特別児童扶養手当等の制度による障害を支給事由とする年金等の受給状況について、該当するものを○で囲んでください。
なお、1から3までのいずれかに該当するときは、()内に具体的に記入してください。
 - 2 ⑥の欄は、身体障害者手帳の所持の有無について、該当するものを○で囲んでください。
 - 3 ⑦の欄は、障害児入所施設等の施設に入所しているかどうかについて、該当するものを○で囲んでください。
なお、入所されているときは、()内に施設の種類を記入してください。
 - 5 ⑨の欄は、支払を受けるのに最も便利な金融機関を選んで、その正しい名称及び口座番号を記入してください。手当の受取口座として、国に事前に登録した公金受取口座(※)を利用する場合は、「□公金受取口座を利用します」のチェックボックスにチェックしてください。
なお、公金受取口座を利用する場合は、口座情報の記載や通帳の写しの添付等は不要です。
- (※) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による登録に係る口座である公金受取口座をいいます。